

平成26年10月29日公告

「東淡路住宅1号館建設工事」

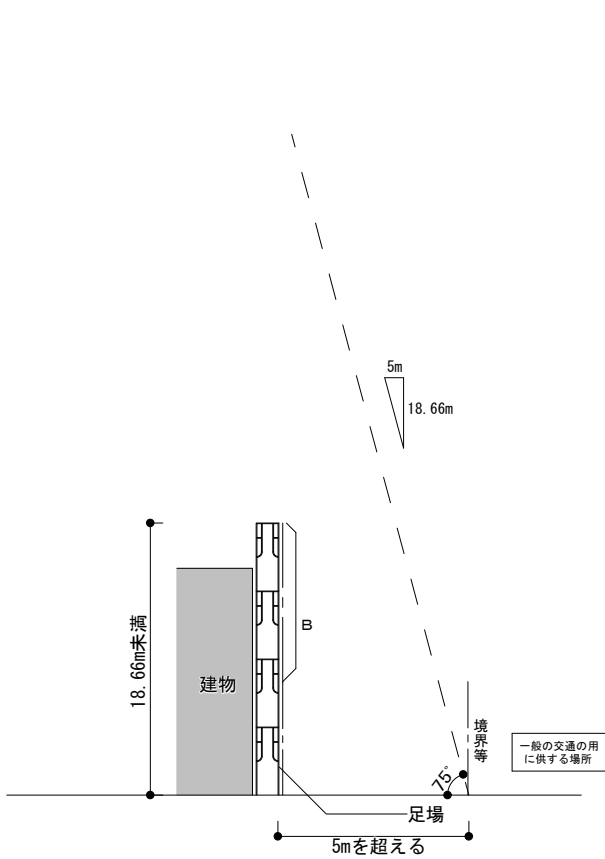
1. 特記仕様書の一部に添付漏れがありました。詳細は、別紙をご確認ください。

2. 特記仕様書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

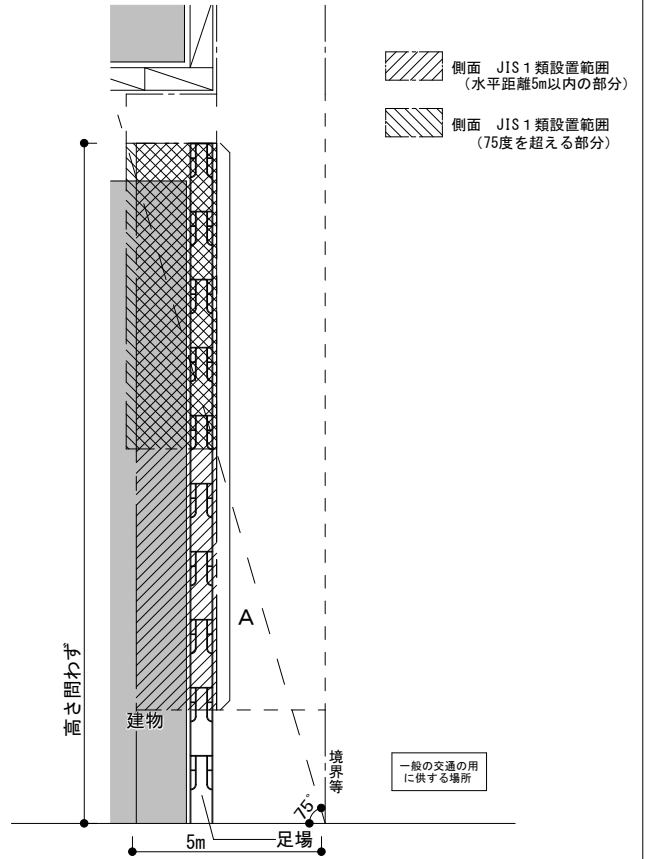
訂正箇所	誤	正
変更後特記仕様書 14/85ページ 6章 コンクリート工事	6.12 <input type="checkbox"/> 単位水量の測定	6.12 <input checked="" type="checkbox"/> 単位水量の測定
変更後特記仕様書 27/85ページ 14章 金属工事	14.16 <input checked="" type="checkbox"/> 避難器具	14.16 <input type="checkbox"/> 避難器具
変更後特記仕様書 41/85ページ 20章 部品・その他工事	20.22 <input checked="" type="checkbox"/> (身) カーテンレール (中間吊型)	20.22 <input type="checkbox"/> (身) カーテンレール (中間吊型)
変更後特記仕様書 44/85ページ 20章 部品・その他工事	20.44 <input checked="" type="checkbox"/> 地域関連集会所表示板	20.44 <input type="checkbox"/> 地域関連集会所表示板

仮設特記仕様書【養生シート】

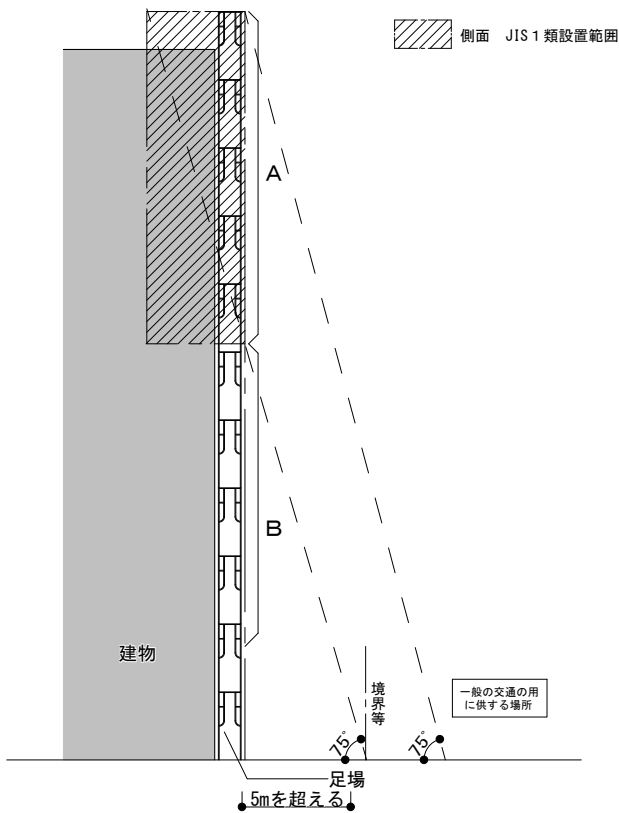
①水平距離5mを超え足場高さ18.66m未満の場合



②水平距離5m以内の場合



③ ①、②以外の場合



凡例

・養生シート等の種類

A : JIS 1 類

B : JIS 2 類

※設置範囲は仮囲い等*より上の部分

注記

- ・施工範囲は施工計画書を作成し、監督職員の確認の上決定すること。
- ・一般の交通の用に供する場所とは、工事関係者以外の者が容易に立ち入れる場所のことをいう。
- ・養生シート等とは、ネット状養生シート、養生シートのことをいう。

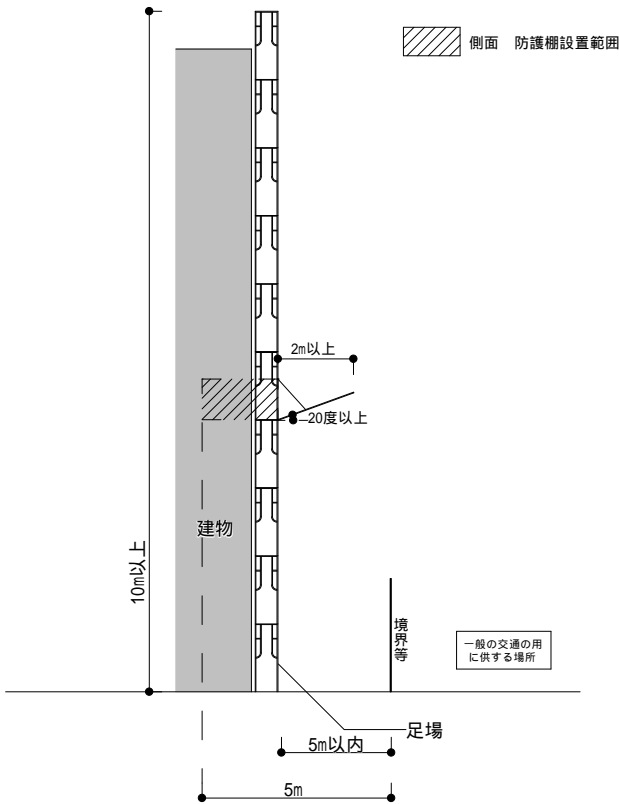
※仮囲い等とは、そのもので落下物による危害の防止を図ることが出来るものをいう

例：鋼板塀

ガードフェンスのメッシュ部分に養生シートJIS 1 類を張った場合
CB塀、コンクリート塀 など

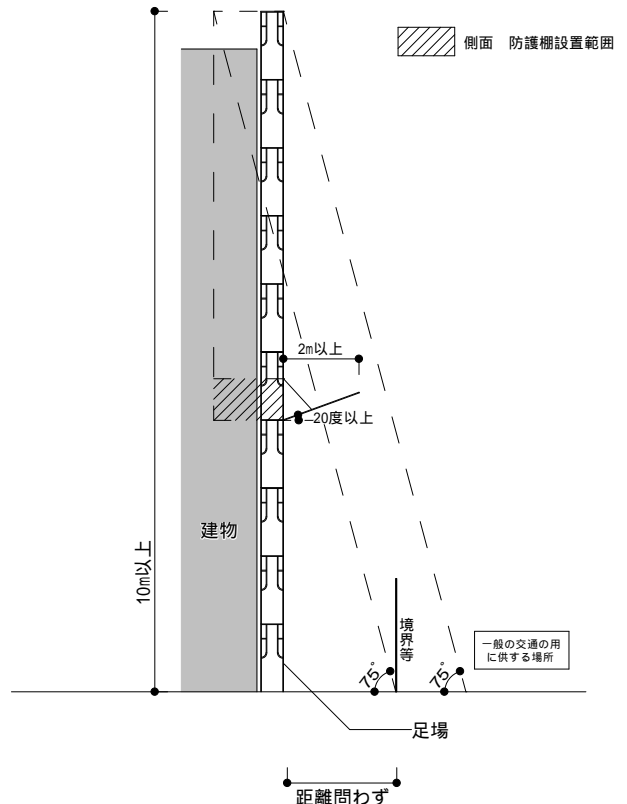
仮設特記仕様書【防護棚】

通常の設置方法（水平距離5m以内）



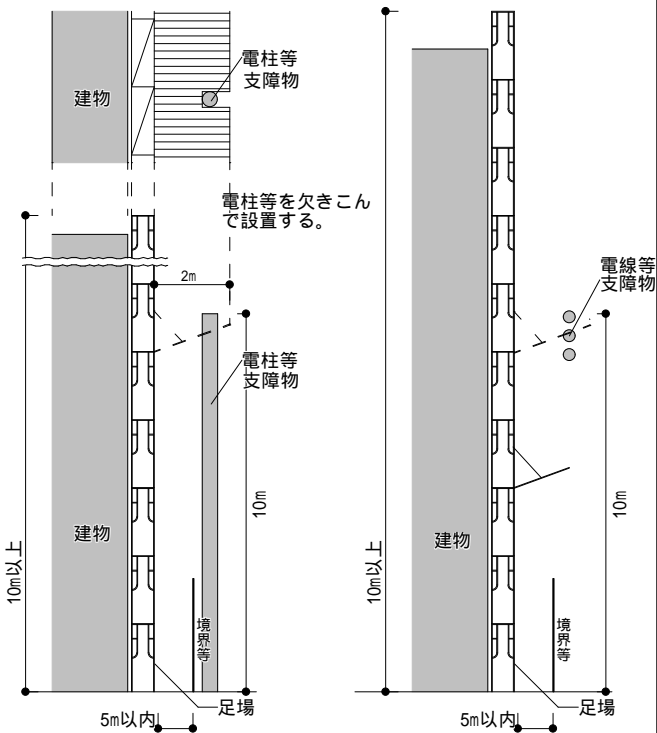
10m以内で1段以上（20m以上は2段以上）設置する

通常の設置方法（ふい角75度）



10m以内で1段以上（20m以上は2段以上）設置する

建築工事公衆災害防止対策要綱に定める設置基準を満たすことができない場合



上図のように防護棚を欠きこんで設置できない場合は監督職員との協議による。

注記

- ・ 又は のどちらかの場合でも防護棚を設置しなければならない。
- ・ 及び のどちらにも該当する場合、防護棚の回りこみ設置範囲は、及び で範囲が広い方を設置範囲として設定する。
- ・ 施工範囲は施工計画書を作成し、監督職員の確認の上決定すること。
- ・ 一般の交通の用に供する場所とは、工事関係者以外の者が容易に立ち入れる場所の事をいう。